

No	頁	1.	1.1	(1)	ア	①	項目等	変更前	変更後
1	1	2.					本事業の目的	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に53年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に54年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。
2	6	4.	4.11				4.11 提案上限価格	提案上限価格:4,363,180,000円(消費税及び地方消費税を含む。)	提案上限価格:7,281,000,000円(消費税及び地方消費税を含む。)
3	6	5.					5. 事務局	Email shisetsu@town.oiso.kanagawa.jp	Email chousha@town.oiso.kanagawa.jp
4	7	6.	6.2		イ		イ 応募者に共通する参加資格	代表企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があり、登録業種が「建築一式」であること。JV又は応募グループの場合は、構成員及び協力企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があること。	代表企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があり、登録業種が「建築一式」であること。JV又は応募グループの場合は、構成員及び協力企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があること。
5	8	6.	6.3	(1)	イ		(1)設計業務に係る要件	イ 平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の基本設計及び実施設計業務を元請(JV又は応募グループの場合は、代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	イ 平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の基本設計及び実施設計業務を元請(JV又は応募グループの場合は、代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。
6	9	6.	6.3	(2)	ウ		(2)建設業務に係る要件	ウ 代表企業は、建設工事に係る経営事項審査の通知における総合評点が910点以上のものであること(令和5・6年度かながわ電子入札共同システム入札参加資格申請時に認定を受けた点数とする。)	ウ 代表企業は、建設工事に係る経営事項審査の通知における総合評点が910点以上のものであること(令和7・8年度かながわ電子入札共同システム入札参加資格申請時に認定を受けた点数とする。)
7	9	6.	6.3	(2)	エ		(2)建設業務に係る要件	エ 代表企業は、平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の施工を元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	エ 代表企業は、平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の施工を元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。

No	頁	1.	1.1	(1)	ア	①	項目等	変更前	変更後
8	10	6.	6.3	(3)	イ		(3)工事監理業務に係る要件	イ 平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の工事監理業務を元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	イ 平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の工事監理業務を元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする。)として履行した実績があること。
9	14	8.	8.3				8.3 資料の提供	交付資料(募集要項等)のうち、要求水準書の添付資料の一部については、参加表明書及び参加資格審査に係る提出書類の提出があり、参加資格を満たす応募者に対して提供する。 提供方法は、参加資格確認結果の通知と併せて連絡する。	交付資料(募集要項等)のうち、要求水準書の添付資料の一部の提供を、以下のとおり行う。 ア 受付期間 公告日から令和7年12月5日(金)午後5時まで イ 申込方法 要求水準書の添付資料の一部について、提供を希望する場合は、守秘義務誓約書【様式1】に必要事項を記入し、そのPDFデータを、「5.事務局」のメールアドレスに送信し、押印原本は、事務局まで持参又は郵送にて提出すること。また、送信後は、必ず事務局宛てに電話をし、受信確認を行うこと。資料の提供方法は、事務局から別途メールにて連絡する。 なお、資料の提供については、本プロポーザルに参加を予定している者のうち、「6.1 応募者の構成等」に示す単独企業、JV又は応募グループの代表企業のみ行う。
10	18	12.	12.3				12.3 提出書類	ア 技術提案書【様式5-1】1部 イ 提案価格見積書【様式5-2】1部 ウ 提案価格見積書(内訳書)【様式5-3】1部 エ 実績・体制評価に係る提案書【様式5-4】1部 オ 技術提案評価に係る提案書【様式5-5、5-6】12部 カ 建設業務に含む什器・備品等リスト【様式5-7】12部 キ 図面集【様式5-8】12部 ク 工程表【様式5-9】12部 ケ 提案概要説明書【様式5-10】12部 コ 要求水準書チェックシート【様式5-11】12部 サ ア～コまでの電子データ(CD-R)2部	ア 技術提案書【様式5-1】1部 イ 提案価格見積書【様式5-2】1部 ウ 提案価格見積書(内訳書)【様式5-3】1部 エ 実績・体制評価に係る提案書【様式5-4】1部 オ 技術提案評価に係る提案書【様式5-5、5-6】15部 カ 建設業務に含む什器・備品等リスト【様式5-7】15部 キ 図面集【様式5-8】15部 ク 工程表【様式5-9】15部 ケ 提案概要説明書【様式5-10】15部 コ 要求水準書チェックシート【様式5-11】15部 サ ア～コまでの電子データ(CD-R)2部
11	18	12.	12.3				12.3 提出書類	-	※部数については後日変更の可能性がある。変更が生じた際には対象者に通知する。

No	頁	1.	1.1	(1)	ア	①	項目等	変更前	変更後
12	19	12.	12.4				12.4 応募に関する留意事項	ケ 技術提案書は、応募者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、大磯町情報公開条例(平成9年12月11日大磯町条例第13号)に基づき公開する場合がある。ただし、「13.1委員会の設置」に記載のとおり、プレゼンテーションは公開とする。	ケ 技術提案書は、応募者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とするが、大磯町情報公開条例(平成9年12月11日大磯町条例第13号)に基づき公開する場合がある。ただし、「13.1委員会の設置」に記載のとおり、プレゼンテーション及び質疑は公開とする。
13	20	13.	13.1				13.1 委員会の設置	委員会におけるプレゼンテーションは公開とするが、 <u>ヒアリング及び採点</u> については非公開とする。	委員会におけるプレゼンテーション <u>及び質疑</u> は公開とするが、採点については非公開とする。
14	23	14.	14.6				14.6 VE提案の取扱い	-	本プロポーザルで提出された技術提案書におけるVE提案の内容については、契約後に本町と受注した事業者の協議によりその採否を決定する。採用が決定したVE提案については、技術提案書において記載した「想定される削減金額の見込み」を基本に本町と受注した事業者が協議し、契約変更を行う。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	変更前	変更後
1									目次	資料10「既存井戸水質検査結果書」	資料10「既存井戸の位置及び水質検査結果書」
2									目次	-	資料27「事業予定地 現況平面図(参考)」 資料28「下水道接続他工事図面(既済工事)」 資料29「引込線改修工事図面(既済工事)」 資料30「非常用自家発電設備整備工事図面(既済工事)」 資料31「東小磯37号線 道路種別」 資料32「既存擁壁に関する資料」
3	2	第1章	第3節						第3節 本事業の目的	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に53年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に54年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。
4	5	第1章	第5節		(1)				(1)法令	-	・フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
5	15	第2章	第7節		(2)				(2)周辺インフラとの接続	事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。詳細については「資料6 事業予定地 インフラ現況図」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。	事業予定地のインフラ状況は次のとおりである。詳細については「資料6 事業予定地 インフラ現況図」「資料28 下水道接続他工事図面」「資料29 引込線改修工事図面」を参照すること。なお、引き込み方法は特記なき限り事業者の提案によるが、必要に応じて各供給業者と事前協議を行った上で提案すること。
6	15	第2章	第7節		(2)			i)	(2)周辺インフラとの接続	i) 給水 : 敷地北側及び西側にDSφ100敷設	i) 給水 : 敷地北側及び西側にDSφ100敷設 (現状は、敷地西側の引き込みを使用しており、敷地北側の引き込みは使用していない)
7	15	第2章	第7節		(2)			ii)	(2)周辺インフラとの接続	ii) 排水(汚水) : 敷地北側及び西側にVUφ200敷設	ii) 排水(汚水) : 敷地北側及び西側にVUφ200敷設 (現状は、敷地南東側に接続しており、敷地北側には接続していない。「資料28 下水道接続他工事図面」を参照)
8	15	第2章	第7節		(2)			iii)	(2)周辺インフラとの接続	iii) 排水(雨水) : 分流式(※「大磯町まちづくり条例」に基づき計画すること)	iii) 排水(雨水) : 分流式(※「大磯町まちづくり条例」に基づき計画すること) (現状は、最終的に保健センター中庭の雨水枡から河川に放流)
9	15	第2章	第7節		(2)			iv)	(2)周辺インフラとの接続	iv) 電気 : 敷地北側に共同溝あり	iv) 電気 : 敷地北側に共同溝あり (現状は「資料29 引込線改修工事図面」を参照)
10	15	第2章	第7節		(2)			v)	(2)周辺インフラとの接続	v) 都市ガス : なし	v) 都市ガス : なし (現状のプロパンガスボンベ置き場は「資料28 下水道接続他工事図面」を参照)
11	16	第2章	第7節		(3)				(3)既存施設の概要	3F 町長室、副町長室、公室、政策課、総務課、危機管理課、財政課、下水道課、産業観光課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、会議室、コピー室、電話交換室、防災無線室 2F 建設課、都市計画課 1F 税務課、町民課、子育て支援課、会計課、電算室、町民情報コーナー	3F 町長室、副町長室、公室、政策課、総務課、危機管理課、財政課、河川・下水道課、産業観光課、選挙管理委員会事務局、農業委員会事務局、会議室、コピー室、電話交換室、防災無線室 2F 道路課、都市計画課 1F 税務課、町民課、子育て支援課(こども家庭センター)、会計課、電算室、町民情報コーナー

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	変更前	変更後															
12	17	第2章	第7節	1.	(5)				表 4 主な地中埋設物の現況	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>設置場所</th> <th>現況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オイルタンク</td> <td>役場本庁舎(現庁舎)</td> <td>利用廃止し、タンク内水埋め、マンホール内砂埋め</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">浄化槽</td> <td>保健センター</td> <td>使用中</td> </tr> <tr> <td>役場本庁舎(現庁舎)</td> <td>下水道接続への切り替えにより防火水槽に転用</td> </tr> <tr> <td>保健センター</td> <td>下水道接続への切り替えにより利用廃止し、残置</td> </tr> </tbody> </table>			設置場所	現況	オイルタンク	役場本庁舎(現庁舎)	利用廃止し、タンク内水埋め、マンホール内砂埋め	浄化槽	保健センター	使用中	役場本庁舎(現庁舎)	下水道接続への切り替えにより防火水槽に転用	保健センター	下水道接続への切り替えにより利用廃止し、残置	
												設置場所	現況													
											オイルタンク	役場本庁舎(現庁舎)	利用廃止し、タンク内水埋め、マンホール内砂埋め													
											浄化槽	保健センター	使用中													
役場本庁舎(現庁舎)	下水道接続への切り替えにより防火水槽に転用																									
保健センター	下水道接続への切り替えにより利用廃止し、残置																									
13	18	第3章	第1節	1.	(1)			(1)施設規模	本施設の想定する延べ面積は、「資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す各室面積を満たした上で、5,500㎡程度(下限値5%以内)とすること。なお、この延べ面積5,500㎡程度は屋内面積を対象とし、吹きさらしの廊下、駐車場・駐輪場の庇などの屋外面積を除く。	本施設の想定する延べ面積は、「資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す各室面積を満たした上で、5,500㎡程度(下限値10%以内)とすること。なお、この延べ面積5,500㎡程度は屋内面積を対象とし、吹きさらしの廊下、駐車場・駐輪場の庇などの屋外面積を除く。																
14	22	第3章	第2節	1.	(2)		②	ii) ②敷地内へのアクセス	ii)敷地出入口の考え方は、表 5に示すとおりとする。	ii)敷地出入口の考え方は、表 6に示すとおりとする。																
15	22	第3章	第2節	1.	(2)		②	②敷地内へのアクセス	表 5 敷地出入口の考え方	表 6 敷地出入口の考え方																
16	23	第3章	第2節	1.	(2)		③	③敷地内動線	表 6 建物出入口の考え方	表 7 建物出入口の考え方																
17	26	第3章	第2節	6.	(2)			iii) (2)地域性・景観性	-	iii)本敷地は、「特別用途地区(邸園文化交流地区)」であり、建築制限の緩和による手続きが必要となるため、隣接する鳴立庵や明治記念大磯邸園における建築物等を含めた当該特別用途地区の歴史的建築物群の保存、活用に当たり、役場庁舎に所要のために来庁する者のみならず、来町者への情報提供や回遊の拠点、休憩等に資する機能を有する施設とすること。																
18	28	第3章	第2節	7.	(2)		②	表 8 発電機回路とする負荷(想定)	表 7 発電機回路とする負荷(想定)	表 8 発電機回路とする負荷(想定)																
19	29	第3章	第2節	7.	(2)		③	i) ③災害対策本部機能	i)災害発生時の状況把握や情報共有がしやすいよう、災害対応の拠点となる災害対策本部室には、 <u>防災情報通信システム、大型モニターを設置(別途工事)するため、空配管を設けること。また、専用の電話回線を設置できるようにすること。</u>	i)災害発生時の状況把握や情報共有がしやすいよう、災害対応の拠点となる災害対策本部室には、 <u>分割表示可能な大型モニターを設置すること。なお、設置するモニターの仕様は以下の通りとする。</u>																
20	30	第3章	第2節	7.	(2)		③		表 9 分割表示可能な大型モニターの仕様	-	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>仕様</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイズ(1画面あたり)</td> <td>55インチ</td> </tr> <tr> <td>分割表示</td> <td>1～8面(縦2面×横4面)</td> </tr> <tr> <td>投影想定情報</td> <td>各種災害情報</td> </tr> <tr> <td>投影方法</td> <td>PC接続による投影とし、各PCの任意の画面を投影できること。また、各PCの任意の画面を複数画面を使用して拡大表示できること。</td> </tr> <tr> <td>接続可能PC台数</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>分割表示する際に必要なスイッチャー等の付属品も併せて設置すること</td> </tr> </tbody> </table>		項目	仕様	サイズ(1画面あたり)	55インチ	分割表示	1～8面(縦2面×横4面)	投影想定情報	各種災害情報	投影方法	PC接続による投影とし、各PCの任意の画面を投影できること。また、各PCの任意の画面を複数画面を使用して拡大表示できること。	接続可能PC台数	2台	その他	分割表示する際に必要なスイッチャー等の付属品も併せて設置すること
											項目	仕様														
											サイズ(1画面あたり)	55インチ														
											分割表示	1～8面(縦2面×横4面)														
											投影想定情報	各種災害情報														
											投影方法	PC接続による投影とし、各PCの任意の画面を投影できること。また、各PCの任意の画面を複数画面を使用して拡大表示できること。														
接続可能PC台数	2台																									
その他	分割表示する際に必要なスイッチャー等の付属品も併せて設置すること																									

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	変更前	変更後
21	30	第3章	第2節	7.	(2)		③	ii)	③災害対策本部機能	i)災害発生時の状況把握や情報共有がしやすいよう、災害対応の拠点となる災害対策本部室には、防災情報通信システム、大型モニターを設置(別途工事)するため、空配管を設けること。また、専用の電話回線を設置できるようにすること。	ii)防災情報通信システムを設置(別途工事)するため、空配管を設けること。また、専用の電話回線を設置できるようにすること。
22	32	第3章	第2節	10.	(2)		①	i)	①既存擁壁	—	i)本事業に含む既存擁壁の撤去新設工事範囲は、「資料32 既存擁壁に関する資料」を参照し、原則全て撤去新設として計画すること。
23	32	第3章	第2節	10.	(2)		①	ii)	①既存擁壁	—	ii)設計業務の早期段階で開発行為の許可に関する許可権者との協議及び既存擁壁の安全性に関する調査を行い、既存擁壁の撤去・新設、補修等の必要性を検討すること。
24	32	第3章	第2節	10.	(2)		①	iii)	①既存擁壁	—	iii)前項の検討結果で、既存擁壁の新設工事が不要となった場合は、工事費や事業スケジュールへの影響について、あらかじめ町と対価の支払い額も含め、協議を行うこと。
25	32	第3章	第2節	10.	(2)		①	iv)	①既存擁壁	i)過年度に実施した調査結果「資料7 既存擁壁調査報告書」をも参照し、必要な調査・整備等を行うこと。	iv)既存擁壁の状況については、現地調査を実施するとともに、過年度に実施した調査結果「資料7 既存擁壁調査報告書」も参照すること。
26	32	第3章	第2節	10.	(2)		①	i)	②新設擁壁	ii)新庁舎と駐車場との高低差が生じる箇所に、擁壁を新設すること。	i)本施設の整備に伴い必要となる擁壁を新設すること。
27	33	第3章	第2節	11.	(2)			iii)	(2)外部サイン計画	—	iii)国道1号から見える位置に「津波避難ビル」の表示を設けること。
28	36	第3章	第2節	13.				i)	13.その他	i)収集車の車両動線に配慮した位置に、分別して保管ができる規模のごみ置き場を新庁舎内に設置すること。なお、車両動線の安全性に配慮できれば、新庁舎建物外の敷地内に設置することも可能とする。	i)収集車の車両動線に配慮した位置に、分別して保管ができる規模のごみ置き場を新庁舎内に設置すること。車両動線の安全性に配慮できれば、新庁舎建物外の敷地内に設置することも可能とする。なお、収集車は国道1号からアプローチし、車路を通過し、新庁舎A棟南側での駐車・積込を想定している。また、収集車は駐車場ゲート内を通行できるものとする。
29	37	第3章	第2節	13.				viii)	13.その他	viii)既存の井戸については、「資料10 既存井戸水質検査結果書」を参照し、井戸水の活用を検討すること。	viii)既存の井戸については、「資料10 既存井戸の位置及び水質検査結果書」を参照し、井戸水の活用を検討すること。なお、東側駐車場の井戸は、町の「防災指定井戸」として指定されており、災害時の機能確保を含め利活用を検討すること。西側植栽部の井戸は、現在使用しておらず、再利用については提案によるものとする。
30	38	第3章	第3節	2.				iv)	2.耐震性能	iv)構造種別は、特に定めないが、鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造を基本とし、上記 i)～iii)を満たすものとする。	iv)構造種別は、特に定めないが、上記 i)～iii)を満たすものとする。
31	43	第3章	第4節	2.	(4)		②	i)	②非常用発電設備	i)非常用発電機設備の負荷は、「表7 発電機回路とする負荷(想定)」を参照すること。	i)非常用発電機設備の負荷は、「表8 発電機回路とする負荷(想定)」を参照すること。

No	頁	第1章	第1節	1.	(1)	1)	①	i)	項目等	変更前	変更後
32	51	第4章	第1節	5.	(1)			v)	(1)設計業務に当たり留意すべき項目	v)本町が町議会や町民等(近隣住民・職員・保護者も含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。	v)本町が町議会や町民等(近隣住民・職員・保護者も含む。)に向けて設計内容に関する説明を行う場合や国へ交付金の申請を行う場合等、本町の要請に応じて説明用資料を作成し、必要に応じて説明に関する協力を行うこと。なお、町民等に向けた設計内容に関する説明は、基本設計着手後、早期の段階からの実施を想定している。
33	51	第4章	第1節	5.	(1)			vi)	(1)設計業務に当たり留意すべき項目	vi)町民が主に利用するスペースに関して、町民等とのワークショップを開催(1回を想定)し、聴取した意見を設計に反映すること。	vi)基本設計時に2回程度、町民等からのワークショップ等の意見聴取を実施し、聴取した意見を検討し、設計に反映すること。内容については、外観デザインや町民利用スペースについてを想定しているが、詳細は町と協議し決定すること。
34									資料10 既存井戸の位置及び水質検査結果書	既存2箇所の井戸の位置、現況及び構造図を追記	
35									資料12 職員数等整理表	令和7年4月1日現在の職員数等に更新	
36									資料13 公用車一覧	令和7年6月1日現在の公用車台数に更新	
37									資料19 電話交換機設備の台数等	令和7年6月1日現在に更新(変更なし)	
38									資料25 業務区分表	別紙1参照	
39									資料27 事業予定地 現況平面図(参考)	新規追加資料	
40									資料28 下水道接続他工事図面(既済工事)	新規追加資料	
41									資料29 引込線改修工事図面(既済工事)	新規追加資料	
42									資料30 非常用自家発電設備整備工事図面(既済工事)	新規追加資料	
43									資料31 東小磯37号線 道路種別	新規追加資料	
44									資料32 既存擁壁に関する資料	新規追加資料	

資料25 業務区分表

項目	内容	本事業に含むもの	本町が行うもの	備考	
各種調査等	敷地測量	●	—		
	地質調査	※1	—	※1 要求水準書の添付資料以外に必要な場合	
	アスベスト調査	●	—		
	土壌汚染	土壌汚染事前調査	●	—	
		土壌汚染対策費	—	●	
	電波障害	電波障害調査費(机上調査)	●	—	
		電波障害対策費	※2	●	※2 仮設等の建設工事に起因するもの
近隣対応	近隣家屋調査	●	—		
	近隣対応業務	●	※3	※3 本事業に起因しないもの	
	近隣対策補償費	●	※3	※3 本事業に起因しないもの	
設計業務	基本設計、実施設計、解体設計業務	●	—		
	積算業務	●	—		
	本事業に伴う各種申請等の業務(申請費用を含む)	●	—		
建設業務	建設業務	●	—		
	各種設備引込に係る加入金・負担金	—	●		
	解体業務	●	—		
	地中障害物撤去	●※4	—	※4 業務の実施に当たり撤去が必要なもの(本町と協議の上決定)	
	「資料11 既存施設図面(地中埋設物を含む)」及び軽微なもの 上記以外のもの	—	●		
	アスベスト対策(除去・処分)	●※5	—	※5 アスベスト調査の結果をもって、追加業務(変更契約)として本業務で実施するものとする	
	アスベスト対策費(除去・処分費)	—	●※5	※5 アスベスト調査の結果をもって、追加業務(変更契約)として本業務で実施するものとする	
	建設・解体業務に係る光熱水費	●	—	建設工事に関しては、本施設の引渡しまでとする	
	什器・備品等の処分	●(施設に固着するもの)	●(左記以外)		
施工段階に係る各種申請等の業務(申請費用を含む)	●	—			
工事監理業務	工事期間中に必要な遵法化にかかる申請業務(申請費用を含む)	●	—		
	建設業務全般に係る工事監理業務 事業全体の工程管理業務	●	—		
移転引越し	移転計画	—	●		
	移転引越し	—	●		
什器・備品等	オフィス環境整備設計	●	—		
	調達・設置 什器・備品等の設置に必要な壁下地	●※6	●	※6 「資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に記載のあるもの	
付帯工事	電気自動車用充電設備	△※7	※8	※7 空配管等は本事業に含む、※8 将来的に設置予定	
	構内情報通信網設備	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	
	構内交換設備	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	
	情報表示設備	マルチサイン設備(デジタルサイネージ、広告案内等)	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む
		出退表示設備	●	—	
		時刻表示装置	●	—	
	映像・音響設備	議場・音響設備	●	—	
		スピーカー及びワイヤレスアンテナ等(天井等に埋め込むもの)	●	—	
		プロジェクター・スクリーン等(天井等に固定するもの)	●	—	
		モニター及びマイクコンセント等(壁に埋め込むもの)	●	—	
	その他モニター等天井・壁に固定・埋込みしないもの	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	
	入退室管理設備	●※9	●	※9 電気錠、空配管等は本事業に含む	
	防犯カメラ設備	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	
	機械警備設備	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	
	駐車場管制設備	●	—		
	会議予約支援システム	—	●		
	防災関連設備	大型モニター	●	—	
		防災無線システム	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む
		県防災行政通信網	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む
窓口関連設備	呼び出し案内システム	●	—		
	窓口マイク・スピーカー	●	—		
	タブレットによる受付・証明発行	—	●		
	キャッシュレス決済端末	△※7	●	※7 空配管等は本事業に含む	

●本リストは、本事業における業務区分の明示が特に必要と考えられるものを記載

●△ノセントは、本町が別途発注する別途工事を考慮した計画とすること

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
1	2	4.	(3)		書類審査	技術提案評価(配点80点)	技術提案評価(配点60点)
2	2	4.	(4)		書類審査	提案価格評価(配点10点)	提案価格評価(配点30点)
3	2	4.	(5)	エ	書類審査	エ 技術提案評価の評価点が、満点(80点)の6割(48点)を下回った場合は、失格とする。	エ 技術提案評価の評価点が、満点(60点)の6割(36点)を下回った場合は、失格とする。
4	4				別表1 応募者の業務実績	<p>a 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の基本・実施設計業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.5点)</p> <p>b 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の基本・実施設計業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.8点)</p> <p>c 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の建設業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.5点)</p> <p>d 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の建設業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.8点)</p> <p>e 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の工事監理業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.0点)</p> <p>f 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の工事監理業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.5点)</p>	<p>a 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の第2類の基本・実施設計業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.5点)</p> <p>b 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第1類の基本・実施設計業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.8点)</p> <p>c 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の第2類の建設業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.5点)</p> <p>d 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第1類の建設業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.8点)</p> <p>e 延べ面積5,000㎡以上の「同種事業※1」の第2類の工事監理業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(1.0点)</p> <p>f 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第1類の工事監理業務の元請(JV又は応募グループの場合は代表企業・構成員・協力企業のいずれも可とする)としての実績(0.5点)</p>
5	4				別表1 統括責任者の業務実績	<p>a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績(1.0点)</p> <p>b 延べ面積2,500㎡以上の「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績(0.8点)</p>	<p>a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第2類における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績(1.0点)</p> <p>b 延べ面積2,500㎡以上の「類似事業※2」における現場代理人、又は「設計管理技術者※3」としての実績(0.5点)</p>
6	4				別表1 設計管理技術者の業務実績	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」における「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※4」としての実績(1.0点)	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第2類における「設計管理技術者※3」又は「設計主任技術者※4」としての実績(1.0点)
7	4				別表1 現場代理人の業務実績	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績(1.0点)	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第2類における現場代理人、又は監理技術者としての実績(1.0点)

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
8	4				別表1 監理技術者の業務実績	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」における現場代理人、又は監理技術者としての実績(1.0点)	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第2類における現場代理人、又は監理技術者としての実績(1.0点)
9	4				別表1 工事監理業務管理技術者の業務実績	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」における「工事監理業務管理技術者※5」又は「工事監理業務主任技術者※6」としての実績(1.0点)	a 延べ面積2,500㎡以上の「同種事業※1」の第2類における「工事監理業務管理技術者※5」又は「工事監理業務主任技術者※6」としての実績(1.0点)
10	4				別表1	※1 同種事業とは、国又は地方公共団体発注の庁舎等(国土交通省告示第8号 別添二 類型四 業務施設 第2類)の新築、改築、増築をいう(増築の場合は、増築部分のうち当該用途に供する部分に限る。)	※1 同種事業とは、国又は地方公共団体発注の庁舎等(国土交通省告示第8号 別添二 類型四 業務施設)の新築、改築、増築をいう(増築の場合は、増築部分のうち当該用途に供する部分に限る。)
11	4				別表1	※8 各実績は、平成26年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した建築物に係るものであること。	※8 各実績は、平成17年度以降に日本国内で業務完了又は引き渡し完了した建築物に係るものであること。
12	5				別表2	技術提案評価基準(80点)	技術提案評価基準(60点)
13	5				別表2 業務実施体制に関する提案	配点:4.0	配点:1.0
14	5				別表2 品質管理手法の提案	配点:3.0	配点:1.0
15	5				別表2 コスト管理手法の提案	配点:5.0	配点:4.0
16	5				別表2 全体行程計画と工程管理手法の提案	①②③配点:5.0	①②③配点:4.0
17	5				別表2 全体行程計画と工程管理手法の提案	④提案の設計・建設期間※1については、以下の式によって評価する。 評価点 = 当該応募者の提示する短縮期間※ / 応募者の中で最も長い短縮期間※2 × 5点	④提案の設計・建設期間※1については、以下の式によって評価する。 評価点 = 当該応募者の提示する短縮期間※ / 応募者の中で最も長い短縮期間※2 × 4.0点
18	5				別表2 全体行程計画と工程管理手法の提案	④配点:5.0	④配点:4.0

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
19	5				別表2 地域振興・地域 経済への貢献の 提案	②※ 評価点の上限は <u>3.0</u> 点とする。小数点第2位以下切捨て。	②※ 評価点の上限は <u>1.0</u> 点とする。小数点第2位以下切捨て。
20	5				別表2 地域振興・地域 経済への貢献の 提案	配点： <u>4.0</u>	配点： <u>2.0</u>
21	5				別表2 VE提案	-	①VE提案項目と実現性を想定した具体的な手法の提案
22	5				別表2 VE提案	-	②提案したVE提案項目について、採用となった場合に想定される削減金額の見込みについての提案
23	5				別表2 VE提案	-	配点： <u>5.0</u>
24	5				別表2 A小計	<u>26.0</u>	<u>21.0</u>
25	5				別表2 防災の拠点となる 安全安心の庁舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>
26	5				別表2 町民サービスの 向上につながる 庁舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>
27	5				別表2 誰もが快適で使 いやすい庁舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>
28	6				別表2 環境と共生する 省エネルギーな 庁舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>
29	6				別表2 経済的で合理的 な永く使える庁 舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>
30	6				別表2 まちづくりの拠点 となる庁舎	配点： <u>7.0</u>	配点： <u>5.0</u>

No	頁	1.	(1)	ア	項目等	変更前	変更後
31	6				別表2 B小計	<u>42.0</u>	<u>30.0</u>
32	6				別表2 施工計画の提案	配点: <u>8.0</u>	配点: <u>6.0</u>
33	6				別表2 C小計	<u>8.0</u>	<u>6.0</u>
34	6				別表2 工事監理の提案	配点: <u>4.0</u>	配点: <u>3.0</u>
35	6				別表2 D小計	<u>4.0</u>	<u>3.0</u>
36	6				別表2 合計	<u>80.0</u>	<u>60.0</u>
37	7				別表3	提案価格評価基準(<u>10点</u>)	提案価格評価基準(<u>30点</u>)
38	7				別表3 評価方法	評価点=応募者の中で最も低い提案価格/当該応募者の提示する提案価格× <u>10点</u>	評価点=応募者の中で最も低い提案価格/当該応募者の提示する提案価格× <u>30点</u>
39	7				別表3 合計	<u>10.0</u>	<u>30.0</u>

大磯町新庁舎整備事業

様式集に係る新旧対照表

令和7年7月15日

No	頁	項目等	変更前	変更後
1		様式2-1	会社名	会社名 ※複数社での参加の場合は代表企業名
2		様式2-1	-	企業名※
3		様式2-1	送付先E-mail: shisetsu@town.oiso.kanagawa.jp	送付先E-mail: chousha@town.oiso.kanagawa.jp
4		様式2-1	-	※複数社で参加する場合は、企業名の欄に企業名称を記載してください。
5		様式5-6	ア 業務実施体制に関する提案、イ 品質管理手法の提案、ウ コスト管理手法の提案、エ 全体工程計画と工程管理手法の提案、オ 地域振興・地域経済への貢献の提案	ア 業務実施体制に関する提案、イ 品質管理手法の提案、ウ コスト管理手法の提案、エ 全体工程計画と工程管理手法の提案、オ 地域振興・地域経済への貢献の提案、カ VE提案

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
1							-	(第44条及び第130条の追加により、条文番号が変更されている)
2							業務契約書(案)	業務仮契約書(案)
3				3		3 契約期間	-	うち工事監理業務 令和9年 月 日から令和13年6月30まで
4				5		5 前金払	する 設計業務については設計業務委託料相当額における各年度出来高予定額の10分の3以内、 建設工事については工事監理業務委託料相当額分を除く各年度出来高予定額の10分の4以内	する <u>しない</u> 設計業務については設計業務委託料相当額における各年度出来高予定額の10分の3以内、 する <u>しない</u> 建設業務については建設工事請負額相当額における各年度出来高予定額の10分の4以内、 する <u>しない</u> 工事監理業務については工事監理業務委託料相当額における各年度出来高予定額の10分の3以内
5				6		6 内払	(建設業務:一会計年度1回以内)	(建設業務:一会計年度2回以内)
6							なお、受注者が、単体企業、特定建設工事共同企業体又はこれらのものと設計事務所等の協力企業とのグループの場合においても(以下この場合においても「受注者」とする。)、この契約書記載の債務を共同連帯して請け負うものとする。	なお、受注者が、特定建設工事共同企業体又はこれらのものと設計事務所等の協力企業とのグループの場合においても(以下この場合においても「受注者」とする。)、この契約書記載の債務を共同連帯して請け負うものとする。
7	1	第1章	第4条	1		(統括責任者)	第4条 受注者は、本契約の締結後速やかに、要求水準書等及び技術提案書等に基づき、本事業を統括する統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。	第4条 受注者は、本契約の締結後速やかに、募集要項等及び事業者提案に基づき、本事業を統括する統括責任者を選任し、その氏名その他必要な事項を発注者に通知し、発注者の承諾を受けなければならない。この者を変更したときも同様とする。
8	1	第1章	第4条	2		(統括責任者)	2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として技術提案書に記載されたものを選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、そのものと同等の能力を有する者を統括責任者とすることができる。	2 受注者は、やむを得ない理由により、前項に定める者として事業者提案に記載されたものを選任できない場合は、発注者の事前の承諾を得て、そのものと同等の能力を有する者を統括責任者とすることができる。
9	1	第1章	第4条	3		(統括責任者)	3 統括責任者は、第61条に定める現場代理人、監理技術者及び施工主任技術者、第21条に定める設計管理技術者等、並びに第110条に定める監理業務管理技術者等を統括し、設計業務、監理業務及び施工業務に関し、相互調整を行うものとする。	3 統括責任者は、第62条に定める現場代理人及び主任技術者等、第21条に定める設計管理技術者等、並びに第111条に定める工事監理業務管理技術者等を統括し、設計業務、建設業務及び工事監理業務に関し、相互調整を行うものとする。
10	1	第1章	第4条	4		(統括責任者)	4 統括責任者は、第61条に定める現場代理人を兼ねることができる。	4 統括責任者は、第62条に定める現場代理人を兼ねることができる。
11	2	第1章	第5条			(全体工程表及び建設工事請負額相当額内訳書)	第5条 受注者は、この契約締結の日から14日以内に募集要項等に基づいて全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。	第5条 受注者は、この契約締結の日から7日以内に募集要項等に基づいて全体工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。
12	2	第1章	第7条				(設計業務、建設業務、工事監理業務の発注者によるモニタリング)	(設計業務、建設業務及び工事監理業務の発注者によるモニタリング)

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
13	2	第1章	第7条			(設計業務、建設業務及び工事監理業務の発注者によるモニタリング)	第7条 発注者は、自己の費用で本事業の設計業務、建設・工事監理業務の状況を確認し、受注者による本事業の設計業務、建設業務及び工事監理業務が契約関係書類(以下この章において「要求サービス水準」という。)に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、受注者に発生する費用は、受注者が負担するものとする。	第7条 発注者は、自己の費用で本事業の設計業務、建設業務及び工事監理業務の状況を確認し、受注者による本事業の設計業務、建設業務及び工事監理業務が契約関係書類(以下この章において「要求サービス水準」という。)に適合しているかを確認するために、次のとおりモニタリングを実施する。ただし、受注者に発生する費用は、受注者が負担するものとする。
14	4	第2章	第8条	3		(総則)	3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は第21条に定める受注者の設計業務に係る管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。	3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、設計業務に関する指示を受注者又は第21条に定める受注者の設計管理技術者に対して行うことができる。この場合において、受注者又は受注者の設計管理技術者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
15	4	第2章	第8条	11		(総則)	11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第51条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。	11 この契約に係る訴訟の提起又は調停(第52条の規定に基づき、発注者と受注者とが協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。
16	6	第2章	第17条	3		(一括再委託等の禁止)	3 発注者は、受注者に対して、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。	3 受注者は、設計業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請負工事一部下請承認申請書(第14号様式)を発注者に提出しなければならない。
17	7	第2章	第20条	2	(1)	(監督員)	(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者に対する業務に関する指示	(1) 発注者の意図する成果物を完成させるための受注者又は受注者の設計管理技術者に対する業務に関する指示
18	7	第2章	第20条	2	(3)	(監督員)	(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の設計業務に係る管理技術者との協議	(3) この契約の履行に関する受注者又は受注者の設計管理技術者との協議
19	8	第2章	第21条				(設計業務に係る管理技術者)	(設計管理技術者)
20	8	第2章	第21条			(設計管理技術者)	第21条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う設計業務に係る管理技術者を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。	第21条 受注者は、設計業務の技術上の管理を行う設計管理技術者及び工種ごとの設計主任技術者(以下、「設計管理技術者等」という。)を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
21	8	第2章	第21条	2		(設計管理技術者)	2 設計業務に係る管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、設計業務委託料相当額の変更、設計業務委託料相当額の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。	2 設計管理技術者は、この契約の履行に関し、業務の以下管理及び統轄を行うほか、設計業務委託料相当額の変更、設計業務委託料相当額の請求及び受領、第22条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。
22	8	第2章	第21条	3		(設計管理技術者)	3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計業務に係る管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。	3 受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを設計管理技術者に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。
23	8	第2章	第22条				(設計業務に係る管理技術者等に対する措置請求)	(設計管理技術者等に対する措置請求)

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
24	8	第2章	第22条			(設計管理技術者等に対する措置請求)	第22条 発注者は、設計業務に係る管理技術者又は受注者の使用人若しくは第17条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	第22条 発注者は、設計管理技術者又は受注者の使用人若しくは第17条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
25	11	第2章	第35条			(一般的損害)	第35条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1又は第2項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(この契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。	第35条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害(次条第1又は第2項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(この契約に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。)のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。
26	12	第2章	第38条	2		(検査及び引渡し)	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、募集要項等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、完了の日から起算して10日以内に受注者の立会いの下、募集要項等に定めるところにより、設計業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
27	12	第2章	第39条	2		(設計業務委託料相当額の支払い)	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に設計業務委託料相当額を支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に設計業務委託料相当額を支払わなければならない。
28	13	第2章	第41条	2		(設計業務に係る前金払)	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、前払金を支払わなければならない。
29	13	第2章	第41条	3		(設計業務に係る前金払)	3 受注者は、設計業務委託料相当額が著しく増額された場合においては、その増額後の設計業務委託料相当額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。	3 受注者は、設計業務委託料相当額が当初の当該設計業務委託料相当額の2割以上増額となった場合においては、その増額後の設計業務委託料相当額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
30	13	第2章	第41条	4		(設計業務に係る前金払)	4 受注者は、設計業務委託料相当額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務委託料相当額の10分の4を超えるときは、受注者は、設計業務委託料相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。	4 受注者は、設計業務委託料相当額が当初の当該設計業務委託料相当額の2割以上減額となった場合において、受領済みの前払金額が減額後の設計業務委託料相当額の10分の4を超えるときは、受注者は、設計業務委託料相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
31	14	第2章	第44条			(設計業務に係る内払)	-	第44条 受注者は、設計業務の既済部分の内払を受けようとするときは、既成部分内払申請書に出来形内訳書を添えて発注者に申請し、出来形の検査を受け合格した既済部分に対し、その金額の10分の9以内において内払を受けることができる。
32	14	第2章	第44条	2		(設計業務に係る内払)	-	2 発注者は、前項の申請があったときは、10日以内に検査を行わなければならない。
33	14	第2章	第44条	3		(設計業務に係る内払)	-	3 発注者は、前各項の規定により、受注者の申請を受理した場合において、検査に合格した既済部分に対し、受注者の請求に基づいて30日以内に支払うものとする。

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
34	14	第2章	第44条	4		(設計業務に係る内払)	-	4 前金払を受けている既成部分の内払をするときは、第1項の規定にかかわらず次の算出により算定するものとする。 内払金の額＝出来高金額の9割額－(設計業務に係る前払金額×出来高金額／設計業務委託料相当額)
35	14	第2章	第44条	5		(設計業務に係る内払)	-	5 受注者は、大磯町契約規則第42条第2項第2号に規定する業務委託の既済部分の内払について発注者が必要と認める場合は、あらかじめこの契約書に内払回数を明記したうえ、既済部分内払申請書に履行を確認できる書類を添えて甲に申請し、出来形の検査を受け合格した既済部分に対し、その金額の内払を受けることができる。
36	15	第2章	第46条			(複数年度に係る契約の特則)	第45条 複数年度に係る契約において、各会計年度における設計業務請負額相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和6年度 0円 令和7年度 <u>134,640,000円</u> 令和8年度 <u>135,960,000円</u> 令和9年度 0円 令和10年度 0円 令和11年度 0円	第46条 複数年度に係る契約において、各会計年度における設計業務請負額相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和7年度 0円 令和8年度 <u>144,680,000円</u> 令和9年度 <u>155,486,000円</u> 令和10年度 0円 令和11年度 0円 令和12年度 0円 令和13年度 円
37	15	第2章	第46条	2		(複数年度に係る契約の特則)	2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 令和6年度 0円 令和7年度 <u>134,640,000円</u> 令和8年度 <u>135,960,000円</u> 令和9年度 0円 令和10年度 0円 令和11年度 0円	2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 令和7年度 0円 令和8年度 <u>130,212,000円</u> 令和9年度 <u>139,937,400円</u> 令和10年度 0円 令和11年度 0円 令和12年度 0円 令和13年度 円
38	17	第2章	第52条	2		(紛争の解決)	2 前項の規定にかかわらず、設計業務に係る管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第22条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の請求を請求することができない。	2 前項の規定にかかわらず、設計管理技術者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第22条第2項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第4項の規定により発注者が決定を行った後又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第2項若しくは第4項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、第1項のあっせん又は調停の請求を請求することができない。
39	21	第3章	第59条			(下請負人の通知)	第58条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。	第59条 受注者は、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請負工事一部下請承認申請書(第14号様式)を発注者に提出しなければならない。
40	32	第3章	第84条			(検査及び引渡し)	第83条 受注者は、工事が完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。	第84条 受注者は、工事が完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
41	32	第3章	第84条	2		(検査及び引渡し)	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等および設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。	2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、完了の日から起算して14日以内に受注者の立会いの上、募集要項等および設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。
42	32	第3章	第85条	2		(建設工事請負額相当額の支払い)	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に建設工事請負額相当額を支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して40日以内に建設工事請負額相当額を支払わなければならない。
43	33	第3章	第87条	2		(工事に係る前金払)	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から14日以内に前払金を支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、前払金を支払わなければならない。
44	33	第3章	第87条	6		(工事に係る前金払)	6 受注者は、建設工事請負額相当額が著しく増額された場合においては、その増額後の建設工事請負額相当額の10分の3(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の5)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。	6 受注者は、建設工事請負額相当額が当初の建設工事請負額相当額の2割以上増額となった場合においては、その増額後の建設工事請負額相当額の10分の3(第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の5)から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。
45	33	第3章	第87条	7		(工事に係る前金払)	7 受注者は、建設工事請負額相当額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設工事請負額相当額の10分の3(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の5)を超えるときは、受注者は、建設工事請負額相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。	7 受注者は、建設工事請負額相当額が当初の建設工事請負額相当額の2割以上減額となった場合において、受領済みの前払金額が減額後の建設工事請負額相当額の10分の3(第3項の規定により中間前払金の支払いを受けているときは10分の5)を超えるときは、受注者は、建設工事請負額相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
46	33	第3章	第87条			(工事に係る前金払)	-	[注]○の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。
47	34	第3章	第90条	6		(工事に係る内払)	6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の建設工事請負額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 内払金の額 ≤ 第1項の建設工事請負額相当額 × (9/10 - 前払金額 / 建設工事請負額相当額)	6 内払金の額は、次の式により算定する。この場合において第1項の建設工事請負額相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。 内払金の額 ≤ 第1項の建設工事請負額相当額 × (9/10 - <u>工事に係る前払金額</u> / 建設工事請負額相当額)

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
48	35	第3章	第92条			(複数年度に係る契約の特則)	<p>第91条 複数年度に係る契約において、各会計年度における設計業務請負額相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>令和6年度 0円 令和7年度 0円 令和8年度 <u>715,000,000円</u> 令和9年度 <u>2,502,500,000円</u> 令和10年度 <u>585,884,000円</u> 令和11年度 <u>223,196,000円</u></p>	<p>第92条 複数年度に係る契約において、各会計年度における設計業務請負額相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。</p> <p>令和7年度 0円 令和8年度 0円 令和9年度 <u>616,000,000円</u> 令和10年度 <u>3,080,000,000円</u> 令和11年度 <u>2,464,000,000円</u> 令和12年度 <u>649,510,000円</u> 令和13年度 <u>113,190,000円</u></p>
49	35	第3章	第92条	2		(複数年度に係る契約の特則)	<p>2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <p>令和6年度 0円 令和7年度 0円 令和8年度 <u>643,500,000円</u> 令和9年度 <u>2,252,250,000円</u> 令和10年度 <u>527,295,600円</u> 令和11年度 <u>200,876,400円</u></p>	<p>2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。</p> <p>令和7年度 0円 令和8年度 0円 令和9年度 <u>554,400,000円</u> 令和10年度 <u>2,772,000,000円</u> 令和11年度 <u>2,217,600,000円</u> 令和12年度 <u>584,559,000円</u> 令和13年度 <u>101,871,000円</u></p>
50	37	第3章	第98条	2		(公共工事履行保証証券による保証の請求)	<p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p>	<p>2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者(以下「代替履行業者」という。)から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に掲げる受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われたときには、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。</p>
51	37	第3章	第98条	2	(5)	(公共工事履行保証証券による保証の請求)	<p>(5) その他この契約に係る一切の権利及び義務(第80条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)</p>	<p>(5) 前各号に掲げるもののほか、この契約に係る一切の権利及び義務(第81条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。)</p>
52	37	第3章	第98条	3		(公共工事履行保証証券による保証の請求)	<p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p>	<p>3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けたときには、代替履行業者が同項各号に掲げる受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。</p>
53	42	第4章	第111条			(工事監理業務管理技術者等)	(工事監理に係る管理技術者等)	(工事監理業務管理技術者等)
54	42	第4章	第111条			(工事監理業務管理技術者等)	<p>第110条 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う工事監理に係る管理技術者及び委託監督員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。</p>	<p>第111条 受注者は、工事監理業務の技術上の管理を行う工事監理業務管理技術者、工種ごとの工事監理業務主任技術者(以下、「工事監理業務管理技術者等」という。)及び委託監督員を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。</p>

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
55	42	第4章	第111条	2		(工事監理業務管理技術者等)	2 工事監理に係る管理技術者は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理業務委託料相当額の変更、工事監理業務履行期間の変更、工事監理業務委託料相当額の請求及び受領、第111条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。また、委託監督員は、募集要項等に基づき、発注者が発注した当該工事の監理を行うものとする。	2 工事監理業務管理技術者は、この契約の履行に関し、工事監理業務の管理及び統轄を行うほか、工事監理業務委託料相当額の変更、工事監理業務履行期間の変更、工事監理業務委託料相当額の請求及び受領、第112条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。また、委託監督員は、募集要項等に基づき、発注者が発注した当該工事の監理を行うものとする。
56	43	第4章	第111条	4		(工事監理業務管理技術者等)	4 工事監理に係る管理技術者は、委託監督員を兼ねることができる。	4 工事監理業務管理技術者は、委託監督員を兼ねることができる。
57	43	第4章	第112条			(工事監理業務管理技術者等に対する措置請求)	(工事監理に係る管理技術者等に対する措置請求)	(工事監理業務管理技術者等に対する措置請求)
58	43	第4章	第112条			(工事監理業務管理技術者等に対する措置請求)	第111条 発注者は、工事監理に係る管理技術者、委託監督員又は受注者の使用人若しくは第107条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。	第112条 発注者は、工事監理業務管理技術者等、委託監督員又は受注者の使用人若しくは第108条第2項の規定により受注者から業務を委任された者がその業務の実施につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
59	47	第4章	第128条	2		(検査及び引渡し)	2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより工事監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。	2 発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)は、前項の規定による通知を受けたときは、完了の日から起算して10日以内に受注者の立会いの上、募集要項等に定めるところにより工事監理業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。
60	47	第4章	第129条	2		(工事監理業務委託料相当額の支払い)	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から30日以内に工事監理業務委託料相当額を支払わなければならない。	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求書を受領した日から起算して30日以内に工事監理業務委託料相当額を支払わなければならない。
61	47	第4章	第130条			(工事監理業務に係る前金払)	-	第130条 受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下この条及び次条において「保証事業会社」という。)と、契約書記載の工事監理業務履行期間を保証期限とし、同条第5項に規定する保証契約(以下本条及び次条において「保証契約」という。)を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、工事監理業務委託料相当額の10分の3以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。
62	47	第4章	第130条	2		(工事監理業務に係る前金払)	-	2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、前払金を支払わなければならない。

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
63	48	第4章	第130条	3		(工事監理業務に係る前金払)	-	3 受注者は、工事監理業務委託料相当額が当初の当該工事監理業務委託料相当額の2割以上増額となった場合においては、その増額後の工事監理業務委託料相当額の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
64	48	第4章	第130条	4		(工事監理業務に係る前金払)	-	4 受注者は、工事監理業務委託料相当額が当初の当該工事監理業務委託料相当額の2割以上減額となった場合において、受領済みの前払金額が減額後の工事監理業務委託料相当額の10分の3を超えるときは、受注者は、工事監理業務委託料相当額が減額された日から30日以内に、その超過額を返還しなければならない。
65	48	第4章	第130条	5		(工事監理業務に係る前金払)	-	5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、発注者と受注者とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、工事監理業務委託料相当額が減額された日から7日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。
66	48	第4章	第130条	6		(工事監理業務に係る前金払)	-	6 発注者は、受注者が第4項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年〇パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。 [注]〇の部分には、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により定められた、契約時に適用されている率を記入する。
67	48	第4章	第131条			(工事管理業務委託料相当額に係る内払)	第129条 受注者は、工事監理業務の完了前に、出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより内払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中3回を超えることができない。	第131条 受注者は、工事監理業務の完了前に、出来形部分に相応する工事監理業務委託料相当額の10分の9以内の額について、次項から第7項までに定めるところにより既済部分の内払を請求することができる。ただし、この請求は、工期中1会計年度1回以内を超えることができない。
68	49	第4章	第132条			(複数年度に係る契約の特則)	第130条 複数年度に係る契約において、各会計年度における工事監理業務委託料相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和6年度 0円 令和7年度 0円 令和8年度 <u>11,748,000円</u> 令和9年度 <u>41,118,000円</u> 令和10年度 <u>5,874,000円</u> 令和11年度 <u>7,260,000円</u>	第132条 複数年度に係る契約において、各会計年度における工事監理業務委託料相当額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。 令和7年度 0円 令和8年度 0円 令和9年度 <u>6,166,000円</u> 令和10年度 <u>30,833,000円</u> 令和11年度 <u>24,666,000円</u> 令和12年度 <u>6,502,000円</u> 令和13年度 <u>1,133,000円</u>

No	頁	第1章	第1条	1	(1)	項目等	変更前	変更後
69	49	第4章	第132条	2		(複数年度に係る契約の特則)	2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 令和6年度 0円 令和7年度 0円 令和8年度 <u>10,573,200円</u> 令和9年度 <u>37,006,200円</u> 令和10年度 <u>5,286,600円</u> 令和11年度 <u>6,534,000円</u>	2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。 令和7年度 0円 令和8年度 0円 令和9年度 <u>5,549,400円</u> 令和10年度 <u>27,749,700円</u> 令和11年度 <u>22,199,400円</u> 令和12年度 <u>5,851,800円</u> 令和13年度 <u>1,019,700円</u>
70	52	第5章	第141条		(4)	(発注者の催告による解除権)	(4) 設計業務に係る管理技術者、又は工事監理業務に係る管理技術者を配置しなかったとき。	(4) 設計管理技術者、又は工事監理業務に係る管理技術者を配置しなかったとき。
71	56	第5章	第149条	4		(設計業務期間中の解除に伴う措置)	4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第44条に規定する部分引渡しに係る部分及び143条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第17条第2項の規定により、受注者からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。	4 受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分(第45条に規定する部分引渡しに係る部分を除く。)、調査機械器具、仮設物その他の物件(第17条第2項の規定により、受注者からの業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件及び貸与品等のうち故意又は過失によりその返還が不可能となったものを含む。以下次項において同じ。)があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取り片づけて、発注者に明け渡さなければならない。

大磯町新庁舎整備事業

契約書(案)別紙に係る新旧対照表

令和7年7月15日

No	頁	(1)	項目等	変更前	変更後
1	5		別紙3 用語の定義	大磯町新庁舎整備事業業務契約書(案)において使用する用語の定義は、次のとおりとする(五十音順)。	大磯町新庁舎整備事業業務仮契約書(案)において使用する用語の定義は、次のとおりとする(五十音順)。

No	頁	1.	(1)	①	ア	項目等	変更前	変更後
1	1	1.	(1)			(1)大磯町新庁舎整備事業の目的	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に53年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。	現在の役場本庁舎(以下「現庁舎」という。)は、昭和46年の竣工以来、町民生活における中心的な役割を果たしてきたが、建築から既に54年が経過し耐震性の不足、施設の老朽化、防災拠点としての機能の不足など、様々な課題が挙げられている。
2	3	1.	(4)	②	イ	②応募者に共通する参加資格	イ 代表企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があり、登録業種が「建築一式」又は「建築設計」であること。JV又は応募グループの場合は、構成員及び協力企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和5・6年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があること。	イ 代表企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があり、登録業種が「建築一式」又は「建築設計」であること。JV又は応募グループの場合は、構成員及び協力企業は、かながわ電子入札共同システムによる令和7・8年度大磯町競争入札参加資格名簿の登録があること。
3	3	1.	(4)	③	ア	ア設計業務に係る要件	平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の基本設計及び実施設計業務を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の基本設計及び実施設計業務を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。
4	3	1.	(4)	③	イ	イ建設業務に係る要件	代表企業は、建設工事に係る経営事項審査の通知における総合評点が910点以上のものであること(令和5・6年度かながわ電子入札共同システム入札参加資格申請時に認定を受けた点数とする。)	代表企業は、建設工事に係る経営事項審査の通知における総合評点が910点以上のものであること(令和7・8年度かながわ電子入札共同システム入札参加資格申請時に認定を受けた点数とする。)
5	4	1.	(4)	③	イ	イ建設業務に係る要件	平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の施工を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の施工を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。

No	頁	1.	(1)	①	ア	項目等	変更前	変更後
6	4	1.	(4)	③	ウ	ウ工事監理業務に係る要件	平成26年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設第2類に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設第2類以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の工事監理業務を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。	平成17年度以降に日本国内で業務を完了した、令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四業務施設に該当し、延べ面積2,500㎡以上の建築物の新築、改築、増築(ただし、複合施設の場合は、別用途(類型四業務施設以外)を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が2,500㎡以上の場合に限る。また、増築の場合は、増築部分のうち当該用途部分の延べ面積が2,500㎡以上の場合に限る。)の工事監理業務を元請(JVの場合は代表企業・構成員のいずれも可とする。)として履行した実績があること。
7	5	2.	(3)		ア	(3)本施設の要求水準・施設規模	本施設の想定する延べ面積は、「資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す各室面積を満たした上で、5,500㎡程度(下限値5%以内)とすること。なお、この延べ面積5,500㎡程度は屋内面積を対象とし、吹きさらしの廊下、駐車場・駐輪場の庇などの屋外面積を除く。	本施設の想定する延べ面積は、「資料15 必要諸室リストおよび電気・機械要求性能表」に示す各室面積を満たした上で、5,500㎡程度(下限値10%以内)とすること。なお、この延べ面積5,500㎡程度は屋内面積を対象とし、吹きさらしの廊下、駐車場・駐輪場の庇などの屋外面積を除く。
8	6	2.	(6)	②	ア	(6)本施設の要求水準・構造計画	特に定めないが、 <u>鉄筋コンクリート造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造</u> を基本とし、上記を満たすものとする。	特に定めないが、上記を満たすものとする。